

子ども・子育て会議について

次世代育成支援対策地域協議会を引き継ぎ、子ども・子育て支援法に基づき、子どもの保護者や関係者の意見を聴き、子ども・子育て支援事業計画等に反映させるために設置します。

	次世代育成支援対策地域協議会	子ども・子育て会議
根 拠	次世代育成支援対策推進法 第 21 条第 1 項	子ども・子育て支援法 第 31 条第 2 項、第 43 条第 3 項、第 61 条第 7 項
設 置	平成 2 2 年 5 月	平成 2 5 年 7 月
目 的	<p><u>以下について協議する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市次世代育成支援行動計画（後期計画）の事業の推進及び進捗管理に関すること。 ・その他次世代育成支援対策の推進に関すること。 	<p><u>以下について保護者その他子ども子育て支援に係る当事者の意見を聴く。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設の利用定員の設置 ・特定地域型保育事業の利用定員の設定 ・子ども・子育て支援事業計画の策定・変更 ・豊橋市次世代育成支援行動計画の推進 ・その他子ども・子育て支援対策の推進
委 員	<p><u>2 2 人以内</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験のある者 ・児童福祉関係者 ・教育関係者 ・経済・労働関係者 ・関係団体の代表者 ・その他市長が適当と認める者 	<p><u>2 4 人以内</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保護者</u> ・学識経験のある者 ・児童福祉関係者 ・教育関係者 ・経済・労働関係者 ・関係団体の代表者 ・その他市長が適当と認める者